

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
<b>政令改正</b>	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
<b>省令改正</b>	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
<b>安全帯の規格改正（予定）</b>					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
<b>特別教育規程の改正</b>	★告示				★適用日(2月1日)												

注意！

来年  
2022年1月2日～

旧規格の  
胴ベルト・  
フルハーネスは、  
使用できません。

また、  
フルハーネスを  
使用する際は、  
特別教育の受講  
(修了証)が  
必要です。

厚生労働省「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！」(リーフレット)より抜粋

使用

製造・販売